

判決年月日	平成 2 2 年 8 月 4 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 2 年 (ネ) 1 0 0 2 9 号		
○ 法人等と業務に従事する者との間に雇用関係があり，法人等の業務計画や法人等が第三者との間で締結した契約等に従って，業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には，法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも，業務に従事する者の職務の遂行上，当該著作物の作成が予定又は予期される限り，著作権法 1 5 条 1 項にいう「法人等の発意」の要件を満たす。			

(関連条文) 著作権法 1 5 条

本件は，Y（被控訴人）が共同研究報告書を印刷発行し，北見市等へ頒布した行為について，X（控訴人）が，Xが本件各平成 1 5 年度報告書に関する著作権及び著作者人格権を有し，Yの上記行為がXの著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権）を侵害する行為である旨主張して，Yに対し，著作権法 1 1 2 条 1 項，2 項に基づき，上記共同研究報告書の発行又は頒布の差止め並びに廃棄を求め，併せて，民法 7 0 9 条に基づき，著作者人格権（同一性保持権）侵害による損害賠償の支払を求め，予備的に，本件各平成 1 5 年度報告書に著作物性が認められないとしても，Yの上記行為は著しく反社会的な行為であり，不法行為を構成すると主張して，民法 7 0 9 条に基づき，損害賠償として 1 1 0 0 万円の支払を求める事案である。

原判決は，本件各平成 1 5 年度報告書は，Yの職務著作であり，Xは著作権及び著作者人格権を有しないから，その余の点について判断するまでもなく，著作権及び著作者人格権侵害に基づく請求はいずれも理由がなく，Yの上記行為について，不法行為を基礎付けるに足りる違法性を有すると評価すべき事情は見当たらないから，不法行為を構成するということとはできない旨を判示して，Xの請求を棄却したため，Xがこれを不服として控訴した。

本判決は，以下のとおり判示して，本件控訴を棄却した。

「著作権法 1 5 条 1 項は，法人等において，その業務に従事する者が指揮監督下における職務の遂行として法人等の発意に基づいて著作物を作成し，これが法人等の名義で公表されるという実態があることにかんがみて，同項所定の著作物の著作者を法人等とする旨を規定したものである。」

同項の要件のうち，法人その他使用者（法人等）の発意に基づくことについては，「法人等が著作物の作成を企画，構想し，業務に従事する者に具体的に作成を命じる場合，あるいは，業務に従事する者が法人等の承諾を得て著作物を作成する場合には，法人等の発意があることに異論はないところであるが，さらに，法人等と業務に従事する者と

の間に雇用関係があり，法人等の業務計画や法人等が第三者との間で締結した契約等に従って，業務に従事する者が所定の職務を遂行している場合には，法人等の具体的な指示あるいは承諾がなくとも，業務に従事する者の職務の遂行上，当該著作物の作成が予定又は予期される限り，「法人等の発意」の要件を満たすものと解すべきである。」として，本件各共同研究契約締結の経緯や，Xの役割，本件各平成15年度報告書作成の経緯及び内容等の認定事実に照らし，「本件各平成15年度報告書の作成は，Yが北見市等との間で締結した契約に従って，XがY側の研究担当者として所定の職務を遂行し，Xの職務の遂行上その作成が予定されたものであったというべく，Yの発意に基づくものと評価することができる。」として，これを肯定し，「大学が外部の団体と締結した契約に基づく研究活動についてまで，学問の自由の保障をもって職務著作の規定の適用が制約されることにはならない」と判断した。

法人等の業務に従事する者が職務上作成したものであること，法人等が自己の著作の名义の下に公表するものであること及び作成の時ににおける契約，勤務規則その他に別段の定めがないことの要件を充足するとして，本件各平成15年度報告書がYの職務著作に当たると判断した。

職務著作とすることの結論の不当性に関するXの主張については，「逆に，本件各共同研究の成果物たる本件各平成15年度報告書にかかる権利が，Yではなく，研究者個人に帰属するとすると，Yの契約の相手方であって本件各共同研究に費用を投じた北見市等においても，本件各共同研究の成果物を自由に使用できないこととなるし，個人たる研究者が退職その他の事由により継続的な共同研究に関与しなくなった後に，同様の共同研究を行いその成果を作成することが困難になりかねない。このような結果は，大学と外部民間機関等との共同研究の発展，拡充を著しく阻害するおそれがある。」として，排斥した。